（仮）川崎市地域エネルギー会社
金融機関パートナー募集要項

令和４年８月

川崎市

１　趣旨と目的 1
⑴　本事業の趣旨と目的 1
⑵　地域エネルギー事業の目指す姿 2
⑶　地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームイメージ 2
２　金融機関パートナーに求める実施事項 3
３　公募に関する条件等 3
⑴　参加資格要件 3
⑵　参加資格要件を明示するための書類 3
⑶　応募者の欠格要件 3
⑷　応募書類提出後の参加資格の取消しについて 4
４　提案に関する条件 4
⑴　地域エネルギー会社の設立 4
⑵　設立形態 4
⑶　登記先 4
⑷　資本金・資本構成 4
⑸　電力の調達 4
⑹　再エネ電源の開発 5
⑺　電力の供給 5
⑻　事業実施体制 5
⑼　応募者独自の提案 5
⑽　利益活用の方針 6
⑾　地域エネルギー会社設立における責任分担 6
⑿　地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理 6
５　市の協力事項 6
⑴　電力供給 6
⑵　電源調達 6
⑶　容量市場への対応 7
⑷　市域の脱炭素化に資する取組 7
６　金融機関パートナーの公募及び選定に関する事項 7
⑴　公募及び選定方法 7
⑵　公募及び選定スケジュール 7
７　応募手続き 8
⑴　募集要項の公表 8
⑵　募集要項への質問の受付及び質問回答 8
⑶　参加資格確認申請書類の受付 8
⑷　参加資格確認結果の通知等 8
⑸　提案書の受付 9
⑹　応募辞退に関する提出書類 9
⑺　提案内容に関わるプレゼンテーションの実施と評価 9
⑻　応募にあたっての留意事項 10
８　交渉権者の決定 11
⑴　交渉権者の決定 11
⑵　交渉権者等の通知・公表 12
⑶　交渉権者を選定しない場合 12
９　応募手続きに関する問い合わせ先 12

1　趣旨と目的

⑴ 本事業の趣旨と目的

川崎市（以下「市」という。）では、令和2(2020)年に2050年のCO_2排出実質ゼロを表明し、同年11月に脱炭素戦略「かわさきゼロカーボンチャレンジ2050」（以下「脱炭素戦略」という。）を策定した。また、令和4(2022)年に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）では、脱炭素戦略で掲げた数値目標をもとに、市域全体の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに2013年度比で50%削減する等の目標を設定している。

脱炭素社会の実現には、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用拡大を図ることが不可欠であり、基本計画では市域の再エネ導入目標を令和12(2030)年度に33万ｋＷと設定している。33万ｋＷの導入目標達成に向けては、令和元年(2019)年度実績20万ｋＷに対し、新たに13万ｋＷの導入が必要となるため、加速度的な再エネ電源の導入と市域での再エネ利用の拡大が重要となる。

市は、廃棄物発電所の機能も有する、処理センター（ごみ焼却処理施設）を保有しており、同センターは市域で活用できる貴重な再エネ電源である。令和5(2023)年度には、他の処理センターよりも発電効率の高い橘処理センター（現在建設中）の竣工に伴い、発電量の飛躍的な増加が見込まれ、同センターで発電される再エネの有効活用が期待できる。

上記を踏まえ、「地域エネルギー会社の設立」は、温室効果ガスの削減と再エネの導入目標値の達成に向け、本市の廃棄物発電の余剰電力および市域内外の再エネ電力を、公共施設や市内民間施設へ供給し、再エネの地産地消及び市域の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、太陽光発電のPPA等による再エネ電源開発や、エネルギーマネジメント技術を活用した取組等も推進し、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参加できる地域エネルギープラットフォームを構築することを目的としている。

これまでの検討を通して、地域エネルギー会社の事業運営には、小売電気事業や再エネ電源開発等に関する電力事業の専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要であることから、現在、地域エネルギー会社の設立や事業運営の主体を担う事業パートナーの公募を実施しているところである。

こうした中、今回、市や今後選定される事業パートナーと共同で出資を行い、（仮）川崎市地域エネルギー会社[1]（以下「地域エネルギー会社」という。）を設立し、会社の事業運営を共に実施する金融機関（以下、「金融機関パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。

本事業への応募にあたっては、本年６月１０日に公表した「（仮）川崎市地域エネルギー会社事業パートナー募集要項」や「（仮）川崎市地域エネルギー会社事業パートナー選定基準」に定められた事項のほか、「脱炭素戦略」や「基本計画」、「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有

[1] 一般的に、地域新電力とは小売電気事業のみを行う会社を指すことが多い。一方、本事業は小売電気事業のみならず、自己託送や取次など他の電力供給スキームの活用も想定しており、また、将来的には太陽光発電を始めとした再エネ電源の開発やVPP・DR等エネルギーマネジメントの取組なども視野に入れているため、地域新電力ではなく地域エネルギー会社と表記している。

効活用計画」の内容を十分理解していることを前提とする。

なお、市は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、応募者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、今回の提案内容については、今後策定する地域エネルギー会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、市は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

⑵ 地域エネルギー事業の目指す姿

市域の温室効果ガス削減に資するため、市の廃棄物発電を含め市域内外の再エネ電力を調達し、供給するとともに、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームとなることを目指す。

具体的には、まずは市の廃棄物発電施設及び市域内外の再エネ電源から電力を調達し、主要な公共施設や民間施設に供給することで、市域の脱炭素化を推進する。

その後、市域内外の再エネ電力の調達量を増やし、全公共施設および民間施設、市民へ供給するなど電源・需要家を拡大し、市の脱炭素化をより一層推進するほか、事業収益等も活用し太陽光発電等市内の再エネ電源の開発や、VPP・DR等のエネルギーマネジメントの取組を進め、需要と供給の両面から脱炭素化に向けた施策を展開していく。

⑶ 地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームイメージ

事業（小売電気事業等）のスキームは下図のようなイメージを想定しているが、電力供給の形態に応じて本スキームは柔軟に変わることも想定される。

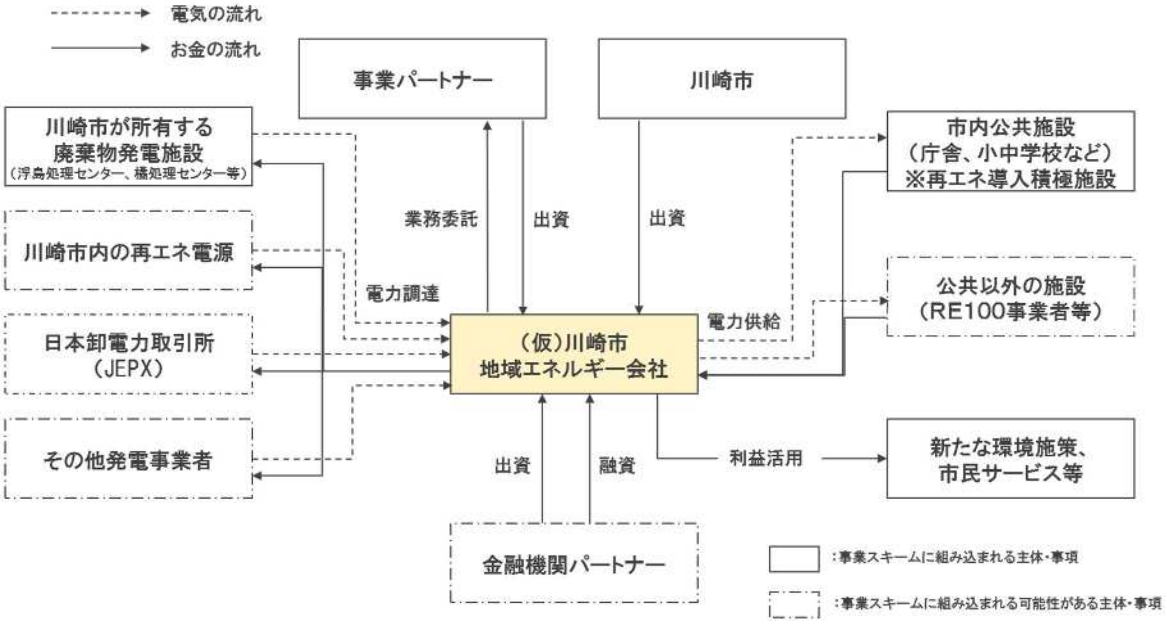

図 1　地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームのイメージ

2　金融機関パートナーに求める実施事項

ア　法人設立に関すること（法人設立に向けた協議、法人への出資等）
イ　法人の事業運営に関すること（法人への融資、事業運営への参画、取引先確保に向けた活動等）
ウ　その他各種対応

3　公募に関する条件等

⑴ 参加資格要件

応募者は、以下の条件をすべて満たしていること。なお、追加の資料提出を求められた場合は速やかに対応すること。

ア　市内に金融業に関する支店・営業所（ATMのみの店舗除く）を有していること
イ　環境・エネルギー分野の事業への出資もしくは融資に関する実績があること

⑵ 参加資格要件を明示するための書類

参加資格確認申請書類の提出時に、以下の書類提出によって明らかにすること。

表 1　参加資格要件を明示するために必要な提出書類

項	必要な提出書類	備考
1	参加資格確認申請書	「様式2-3」参照
2	川崎市内に金融業に関する支店・営業所を有していることを証する書類	「様式2-4」参照
3	環境・エネルギー分野の事業への出資もしくは融資に関する実績を証する書類	「様式2-4」参照

⑶ 応募者の欠格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者になることはできないものとする。

表 2 欠格要件

項	要件	確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	川崎市暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)(5)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
(カ)	民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会の委員選任から選定までの間において、選定部会の委員と資金面又は人事面において密接な関係がある者	
(キ)	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者	

前記要件を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。

表 3　欠格要件に抵触しないことを証するための提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項項全部証明書）	原本のコピーの提出も可
2	誓約書	「様式2-5、2-6」参照
3	納税証明書	原本のコピーの提出も可

⑷ 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が交渉権者決定までの期間に、資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

4　提案に関する条件

次に示す条件に同意の上、公募に対する提案をすること。

なお、応募者からの提案受領後、必要に応じて追加の資料提出を求める場合がある。

⑴ 地域エネルギー会社の設立

ア　応募者は市と事業パートナーとともに共同出資することで市内において、新たに地域エネルギー会社を立ち上げる金融機関パートナーとなること。

イ　事業パートナーが主体となり、令和5（2023）年10月を目途に地域エネルギー会社を設立し、令和6（2024）年4月からの電力供給を開始できるよう小売電気事業者の登録申請をはじめとする諸手続きを完了させるものとする。

⑵ 設立形態

ア　立ち上げる地域エネルギー会社の事業形態は会社法上の株式会社とするものとする。

イ　定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入するものとする。

ウ　取締役会及び監査役を設置するものとする。

⑶ 登記先

地域エネルギー会社の本店を神奈川県川崎市内に設置し、設立登記を行うものとする。また、地域エネルギー会社の名称は、別途関係者間で協議するものとする。

⑷ 資本金・資本構成

地域エネルギー会社設立時における資本金は１億円とする。

また、現時点において出資比率は、市は51%で、事業パートナーは34～39%を想定しており、金融機関パートナーの出資比率は合計で10～15%程度を予定している。地域エネルギー会社への融資等にあたっては、金融機関パートナー間で協調して対応するものとする。

なお、出資する金融機関の数等により出資比率が変動するため、交渉権者決定後に、関係者間で出資比率を調整するものとする。

⑸ 電力の調達

地域エネルギー会社設立後、令和6(2024)年4月を目途に、浮島、王禅寺、橘処理センターの廃棄物発電及び市域内外からの再エネ電力を調達する。

なお、浮島、王禅寺、橘処理センターのうち、橘処理センターの系統接続はノンファーム型接続が予定されており、最大出力に対して年間平均約１％程度の出力抑制が想定されることから、適切な電源構成で安定的な電力調達を目指すものとする。

また、活用を想定している電源が容量市場で落札した場合は、資源エネルギー庁「容量市場にかかる既存契約見直し指針」に準じて、地域エネルギー会社と既存契約に関する協議を行うものとする。

なお、電力の調達先については、本市が所有する廃棄物発電施設、市内外の再エネ電源、JEPX等を想定しているが、事業リスク回避の観点から、JEPXからの調達は電力需給変動による可不足分の補填等最低限（１０％程度）の活用に留めるものとする。

⑹ 再エネ電源の開発

市は、地域金融機関等と連携しながら市内の中小民間施設を中心に太陽光発電の第三者保有モデルを導入する目標を計画しており、地域エネルギー会社が同業務を実施することを想定している。

⑺ 電力の供給

地域エネルギー会社設立後、令和6（2024）年4月を目途に、主要な公共施設に電力供給するとともに、順次、民間施設への電力供給も実施する。

その他の公共施設の切り替えは、2030年までに完了するものとする。

⑻ 事業実施体制

地域エネルギー会社の運営は、事業パートナーが中心となって行うことを想定しているが、経営戦略の策定や営業業務のほか、市との十分な連携を図る必要があることから、市職員の出向は1～2名（地域エネルギー会社が給与負担）の予定とし、従業員を見込むものとする（最終的な市職員の出向人数については、関係者間で協議の上決定する）。

市からの出向者の人件費は２名とし、10百万円/人[2]で見込むものとする。出向した市職員の業務例は、経営戦略の策定・管理業務（市側との連絡調整や企画立案等の補助）、営業業務（市有施設間での電力売買契約）等が挙げられる。

また、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備するものとする。

なお、地域エネルギー会社の代表取締役については、事業パートナー側から選定することも視野に入れているが、最終的には関係者間で協議の上決定する。

⑼ 応募者独自の提案

基本計画等の趣旨を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向けた多様な主体と連携して地域エネルギープラットフォームの機能を強化するような取組や、市民を巻き込むような応募者独自の提案を行うこと。

[2] 費用には社会保険料や福利厚生費用を含む。

⑽ 利益活用の方針

本事業で得た利益については、昨今の電力市場をとりまく事業リスクを踏まえ、適切に内部留保を保持するなど、まずは経営の安定を図ることを前提とする。

経営の安定基盤が構築できる範囲内において、基本計画等の趣旨を踏まえ、市域の脱炭素化（再エネ電源の導入・市域での再エネ利用の拡大）に資する取組に活用するものとする。

そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行えないことを想定している。一定期間経過後の配当については、今後検討及び協議の上決定する。

⑾ 地域エネルギー会社設立における責任分担

ア　基本的考え方

市と事業パートナー、金融機関パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、地域エネルギー会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は事業パートナーが実施するものとする。一方、出資比率に応じた資本金の供出など、市や金融機関パートナーが担うべき業務については各々実施する。

イ　予想されるリスクと責任分担

市及び事業パートナー、金融機関パートナーの責任分担は、「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」及び本募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

なお、総務省「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき市は出資を除き、債務に関する損失補償や貸付等の財政的支出は原則行わない。

⑿ 地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理

市及び応募者のいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、地域エネルギー会社設立が不調となったときには、各々がその準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

5　市の協力事項

⑴ 電力供給

市は、公共施設の電力契約を一度にまたは段階的に、地域エネルギー会社に切り替えるべく、最大限の努力を行うとともに、民間施設および市民（高圧の集合住宅等）に対する電力供給を実施できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は地域エネルギー会社設立から継続的に電力供給を行うことに向けた調整を行う。

⑵ 電源調達

市は、地域エネルギー会社が市の廃棄物発電施設からの電力を調達できるよう必要な支援・協力を実施するとともに、市公共施設に導入された太陽光発電設備からなる余剰電力の活用について、地域エネルギー会社と調整する。

市は、地域エネルギー会社が継続的に電力調達を行うよう最大限努力する。

なお、廃棄物発電施設については、ごみ焼却施設として稼働しているため、発電量の変動によるインバランスコストの発生や、発電設備の一時停止等の事業リスクが想定される。

また、卸電力市場の価格高騰による影響を回避するため、橘処理センターは固定価格買取制度ではなく、FIP（Feed in Premium）の活用等、国の動向を踏まえた検討を行う。

⑶ 容量市場への対応

市が保有する廃棄物発電施設は、容量市場への参加が可能な電源は最短で令和4年度（実需給年度は令和8年度）から入札対応していく予定である。

落札した場合は、資源エネルギー庁「容量市場にかかる既存契約見直し指針」に準じて地域エネルギー会社と既存契約に関する協議を行う。

⑷ 市域の脱炭素化に資する取組

市は、地域エネルギー会社が太陽光発電のPPAなど再エネ電源の開発や、VPP・DR（デマンドレスポンス）などエネルギーマネジメントの取組等の市の政策に即した取組みを実施するにあたって、各種調整や情報を提供する事を通じた支援を行う。

6　金融機関パートナーの公募及び選定に関する事項

⑴ 公募及び選定方法

金融機関パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

⑵ 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表 4のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。

表 4　公募及び選定スケジュール

日程	予定
令和4年8月30日（火）	募集要項の公表
令和4年8月30日（火）から 令和4年9月6日（火）	募集要項に関する質問の受付
令和4年9月15日（木）	募集要項等に関する質問回答
令和4年9月15日（木）から 令和4年9月22日（木）	参加資格確認申請書類の受付期間
令和4年9月下旬	参加資格確認結果の通知
令和4年10月11日（火）から 令和4年11月11日（金）	提案書の受付期間
令和4年12月上旬	提案内容のプレゼンテーション評価
令和4年12月下旬	交渉権者の決定

7　応募手続き

⑴ 募集要項の公表

令和4年8月30日（火）に市ホームページで公表する。

⑵ 募集要項への質問の受付及び質問回答

本募集要項に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項の内容を変更する場合がある。なお、変更した場合は、速やかに市のホームページで公表する。

ア　受付期間

令和4年8月30日（火）から令和4年9月6日（火）午後5時までとする。

イ　受付方法

電子メール（開封確認付き）による送信のみ受け付ける。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ　質問書の様式

様式1-1～1-2に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「地域エネルギー会社の募集要項等に関する質問（金融機関名）」と明記すること。

エ　問い合わせ先

30dtanso@city.kawasaki.jp

オ　回答方法

令和4年9月15日（木）に質問者に個別に電子メールにて回答するとともに、全ての応募者に質問回答を情報提供する。

なお、全ての応募者へ情報提供する際には質問者名は公表しないものとする。

⑶ 参加資格確認申請書類の受付

応募者は、参加資格申請書類を以下のとおり提出すること。

ア　提出書類

様式2-1～2-6に従い、参加資格確認申請書類を作成し、提出すること。

イ　提出期間

令和4年9月15日（木）から令和4年9月22日（木）午後5時までとする。

ウ　提出場所

〒210-8577　（住所）川崎市川崎区東田町５番地４

（提出先）環境局脱炭素戦略推進室

エ　提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

⑷ 参加資格確認結果の通知等

市は、提案書等の受付期間終了日をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和4年9月下旬に書面により通知するとともに、参加資格があると認めた応募者に対し、事業パートナーの応募に関する情報を提供する。

なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式2-7を提出すること。市は説明を求めた応募者に対し、書面により回答する。

⑸ 提案書の受付

資格審査を通過した応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア　提出書類

様式3-1～3-5に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ　提出期間

令和4年10月11日（火）から令和4年11月11日（金）午後5時までとする。

ウ　提出場所

〒210-8577　（住所）川崎市川崎区東田町５番地４

（提出先）環境局脱炭素戦略推進室

エ　提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする

⑹ 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた応募者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア　提出書類

様式2-8に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ　提出場所

〒210-8577　（住所）川崎市川崎区東田町５番地４

（提出先）環境局脱炭素戦略推進室

ウ　提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

⑺ 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施と評価

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、評価を行う。提案内容の審査に関して、専門的見地から総合的に評価を行うために設置された、学識経験者などにより構成される「民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会」（以下、「選定部会」という。）の委員が応募者に対して審査項目や疑義等についてヒアリングを実施するなど提案内容の確認を行い、評価を行う。

なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とし、実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア　実施日時

令和4年12月上旬（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ　内容･方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。１応募者当たり20分程度（うち説明10分、質疑応答10分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者数により、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの出席者は１応募者当たり3名以内とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、プレゼンテーションの実施方法を非対面にするなどの措置を設ける可能性がある。

ウ　評価の手順

応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

エ　評価点数

各委員の評価点の平均とする。（各委員８０点満点）

オ　評価点の算出方法

評価点は、表5及び表6（次ページ）に基づき、各委員が評価した点数の合計　点とする。

⑻ 応募にあたっての留意事項

ア　募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ　応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ　提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ　提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ　市の提供する資料の取扱い

応募者（辞退者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ　使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ　応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ｱ)　応募資格のない企業等が行った応募

(ｲ)　指定の日時までに指定の場所に到達しなかった提案書による応募

(ｳ)　同一の応募者による２つ以上の応募

(ｴ)　応募書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募

(ｵ)　応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募

(ｶ)　上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク　応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

表 5　審査項目及び配点、審査のポイント

No.	審査項目	審査内容	配点	審査のポイント
1	提案における視点	提案にあたっての視点・内容	10	・本市の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における本事業の位置付けや本事業の目的・方針を十分に理解した上での提案となっているか
2	事業実施体制	金融機関内の実施体制	10	・会社の事業運営に積極的かつ柔軟に対応できるような実施体制となっているか ・会社の取引先獲得等に向け、市内に地域ネットワークを有しているか
3	事業運営	地域エネルギー会社の事業運営に対する考え方及びその対応	20	・地域エネルギー会社の財務状況の把握やその対応が適切な提案となっているか ・複数の金融機関による出資や融資を想定した提案となっているか ・地域エネルギー会社が太陽光発電ＰＰＡモデルによる電源開発等を行う際など、会社に対する融資などにおいて、安定した事業運営につながる提案となっているか
4	リスク管理	本事業におけるリスクの想定及びその対応	20	・市場高騰や容量拠出金負担など、事業運営を通して想定される様々なリスクに対し、金融機関として想定した上で、その対応の考え方が示されているか
5	独自提案等	金融機関が取り組む独自提案等	20	・創エネ・省エネ等を促進する金融商品の開発など、地域エネルギー会社と連携して、2050年の脱炭素社会の実現に向けた多様な主体と連携して地域エネルギープラットフォームの機能を強化するような取組みや市民（市内中小企業含む）を巻き込むような取組みが提案されているか ・自社で保有するネットワークの活用など、提案者の強みを生かした独自性のある提案となっているか
合　計			80	

表 6　評価基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1．00
B	やや優れている。	配点×0．80
C	標準的な内容である。	配点×0．60
D	やや劣っている。	配点×0．40
E	劣っている。	配点×0．20
―	評価に値しない。	配点無し

8　交渉権者の決定

⑴ 交渉権者の決定

市は、選定部会の選定結果を踏まえ、交渉権者を決定する。

ただし、選定要件として評価点が60%以上であることとする。交渉権者として、原則、３行選定する方針とするが、応募者が１者である場合などでも選定要件を

満たしていれば、当該応募者を交渉権者に決定する。
　また、採点の結果、評価点数が同点になった場合には、審査項目（表5参照。）のうち、「3 事業運営」、「4 リスク管理」及び「5 独自提案等」の合計点数の高い順に順位付けするものとし、それによっても難しい場合は、選定部会での協議によるものとする。
　交渉権者となった金融機関は、ただちに市と事業パートナー候補者と協議を行い、「（仮）川崎市地域エネルギー会社の共同設立に関する協定書（以下「基本協定」という。）」を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域エネルギー会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。なお、協議に際しては、必要に応じて市の指定する弁護士が参加する。

⑵ 交渉権者等の通知・公表
　交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、市ホームページに掲載し公表する。

⑶ 交渉権者を選定しない場合
　公募、評価及び選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案も選定要件を満たさない等の理由により交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

9　応募手続きに関する問い合わせ先

担　当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室
住　所：〒210-8577　川崎市川崎区東田町５番地４
電　話：044-200-2508
ＦＡＸ：044-200-3921
電子メール：30dtanso@city.kawasaki.jp